

認定医

【よくあるご質問】

これまでお問い合わせの多かったご質問を掲載しております。ご参考下さい。

①JDDWの筆頭演者の単位は何単位ですか？

→3単位です。

②JDDWに出席し筆頭演者でもあった場合の単位は何単位ですか？

→ $6+3=9$ 単位です。但し、参加証、抄録コピー両方提出する必要があります。

③日本消化管学会の教育講演会の出席は5単位ですが、同講演会の演者も5単位ですか？

→いいえ、教育講演会は参加の点数のみで、演者には点数が付与されません。

④震災で参加証を紛失しました。抄録コピーで参加証の代用となりますか？

→理由書を付して、抄録コピーを提出して下さい。

⑤日本消化管学会総会学術集会で司会を担当しました。何単位認められますか？

→司会は筆頭演者として扱われないため、単位の付与はありません。

⑥業績目録に記載する論文について、膵臓に関するものでもよいですか？

→消化管に関する膵臓研究の論文は認められます。

⑦新規に胃腸科認定医に申請する予定で、書類を準備したのですが、提出書類に有効期限切れのものがあり、来年再度申請したいと思います。本年度既にサインを頂いた代議員推薦書は有効ですか？

→来年度、署名を頂いた代議員の先生が現役であれば有効とします。

⑧学術集会の筆頭演者はプログラムにある全てのセッションに対して有効という理解でよろしいですか？

→モーニングセミナー、ランチョンセミナー、イブニングセミナーなどの企業セミナーは学術集会には含まれません。

⑨数年前に休会していたのですが、その期間は学会活動期間に含まれますか？

→含まれません。

⑩自分は代議員なのですが、認定医の推薦書は1名分のみでよいですか？

→ご本人が代議員の場合には、ご本人以外に2名の代議員のご署名ご捺印が必要です。

⑪代議員の署名はワープロ打ちでよいですか？

→ご本人による自著をお願いします。

⑫入会前の学会参加証は有効ですか？

→認定申請書類の有効期限内のものであれば有効です。

⑬関連学会の地方会は3単位として認められますか？

→地方会は認められません。

⑭同じ学会で2回筆頭演者をしている場合は、3単位+3単位=6単位ですか？

→同じ学会での筆頭演者の単位は1回のみ認められ、3単位です。

⑮参加証を紛失しました。日本消化管学会主催分は事務局で確認できれば、参加証無しでも単位は認められますか？

→参加証を紛失した場合は（更新）申請の際にその旨ご記載ください。単位の認定は委員会にて行われます。参加が証明できても必ず認定されるとは限りませんので、ご注意ください。（他学会の対象企画も同様の扱いとなります。）

⑯今年暫定専門医を申請しました。暫定専門医取得後に認定医の申請をした場合、認定医認定料(2万円)は免除になるのでしょうか？

→はい。この場合も免除となります。

⑰ワークショップの基調講演は単位として数えられますか？

→はい、本学会主催の学会における基調講演は5単位とします。

⑱認定医を継続していて正規専門医になったのち、専門医の更新ができなかった場合、認定医の資格は生き残って認定医を呼称できますか？

→はい、認定医を継続し続けて専門医になった場合は、専門医資格を喪失した後も、認定医のみを呼称することはできます。

⑲認定医取得者が正規専門医を取得した場合の専門医認定証には、認定医資格についても併記されますか？

→いいえ、併記されません。別途認定証を発行します。

2016年11月現在